

2020年11月19日  
特定非営利活動法人デートDV防止全国ネットワーク  
代表理事 山口 のり子  
〒221-0834 横浜市神奈川区台町 11-26 103  
Tel:045-323-1818  
ddvbousinet@yahoo.co.jp  
<http://notalone-ddv.org/>

## すべての子どもたちにデートDV防止教育を

「デートDV防止教育」とは、子どもたちがデートDVやDVなどの加害者にも被害者にもならないよう未然防止をするための教育です。デートDVは、10代のカップルの3組に1組で起きています\*<sup>1</sup>。デートDVは子どもたちにとって、とても身近な問題であると同時に、デートDVがエスカレートした結果、交際相手や元交際相手を殺してしまう事件も頻繁に起きており、深刻な問題です。デートDV防止教育は、DVをなくすための対策として効果的で重要な施策であると国連は勧告しています\*<sup>2</sup>。「デートDV防止教育」をすべての子どもたちが受けられるよう次のことを要望します。

1) 子どもたちに対して防止教育を国や地方公共団体が実施することを義務付けるよう「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」を次のように改正すること。

(ア) DV防止法第24条にある、「DVに関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする」という努力義務を、すべての子どもたちに教育機会が十分保証されるよう実施しなければならない義務とする旨の規定にすること。

(イ) 子どもたちへのDV防止教育は、身近に起こりえる問題として子どもたちが認識できるように「デートDV防止教育」をその内容とする。その内容については、デートDV防止教育に実績のある民間団体と協議して検討すること。

(ウ) 子どもたちへのデートDV防止教育は、たとえば台湾など海外の先進的な事例を参考にし、義務教育課程及び高等学校等において、授業時間が必ず確保されるよう年間のカリキュラムが組まれるようDV防止法の中に明記すること。\*<sup>3</sup>

2) 女性に対するあらゆる暴力(DV、性暴力、セクハラなど)をなくすためにも、「ジェンダー平等」を基軸とした「デートDV防止教育」を推し進めること\*<sup>4</sup>

3) デートDV防止教育の実施にあたっては、国及び地方公共団体が連携して推進し、国及び地方公共団体は民間団体と協働し、その活動を支援するような仕組みを作ること。

## 参考

\* 1: 2016 年認定NPO法人エンパワメントかながわ「全国デートDV実施調査」より

\* 2: UN Women 公式 HP 上の「女性に対する暴力の防止」の項目より

<https://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/csw/57/csw57-agreedconclusions-a4-en.pdf?la=en&vs=700>

•However, the best way to end violence against women and girls is to prevent it from happening in the first place by addressing its root and structural causes.

しかし、女性と少女に対する暴力を根絶する最善の策は、暴力の根本と構造的原因に取り組むことによって、まず暴力が起こらないようにすることである。

•Prevention should start early in life, by educating and working with young boys and girls promoting respectful relationships and gender equality.

防止対策は、互いの尊重とジェンダー平等を育むよう青少年少女を教育し、共に取り組むことによって、人生の早い段階で開始すべきである。

•While public policies and interventions often overlook this stage of life, it is a critical time when values and norms around gender equality are forged.

公的政策や介入は見過ごしがちだが、この青少年少女の段階はジェンダー平等をめぐる価値観や規範が形成される重要な時期である。

### \* 3: 台湾の3つの義務教育プログラム

#### ① ジェンダー平等教育法 (Gender Equity Education Act)

17 条:教育機関は生徒がその能力を活かせるように、ジェンダー平等教育を課程に導入し、活動を策定するものとする。また教育機関が生徒に対し、その性別によって異なる扱いをすることは許されない。小、中学校は、ジェンダー平等教育を全課程に組み入れ、毎学期、4時間以上実施しなければならない。高校と短期大学、5 年制プログラムでは、最初の3年間において、ジェンダー平等教育をその課程に組み込まなければならない。

#### ② DV防止法 (Domestic Violence Prevention Act)

60 条:小、中、高校、専門学校は毎年4時間以上のDV防止講座を設定しなければならない。

#### ③ 性暴力犯罪防止法 (Sexual Assault Crime Prevention Act)

小、中学校全ての学年で性暴力予防に関して毎年4時間以上講座を受けなければならない。

### \* 4: 第57回 国連女性の地位委員会会合「女性と少女に対するあらゆる暴力の根絶と予防について」の合意事項

(CSW57, 2013) Section B, kk~mm <https://www.unwomen.org/en/csw/previous-sessions/csw57-2013>

第57回 国連女性の地位委員会会合では、女性と少女に対するあらゆる暴力の根絶と予防について、すべての子どもたちに啓発することが合意されている。Section B は包括的な予防策について述べていて、暴力を根絶するために暴力の根本的な構造的原因であるジェンダーに関する規範やステレオタイプ等をなくす教育を、すべての青少年少女に対して行うこと、関わる教育者、親、地域への研修など、官民協力した啓発教育活動への関わりと連携に言及している。